

## 喜連川社会復帰促進センターの紹介

### <はじめに>



平成19年10月、「喜連川社会復帰促進センター」は、東日本で唯一のPFI手法と構造改革特区制度を活用した新しいタイプの刑務所として運営を開始しました。当センターは、国と民間事業者が相互の持ち味を活かし、「官民協働による運営」を行うことと、構造改革特区の認定を受けた地域の社会資源を有効活用し、「地域との共生」を図ることを基本コンセプトとし、「国民に理解され、支えられる刑務所」の実現を目指すとともに、受刑者の改善更生を図り、国民の安全・安心な生活の確保に尽力していきます。

### <特化ユニット>

センター内には、精神又は身体に障害を有する者及び高齢受刑者を収容する「特化ユニット」があります。ここでは、作業療法やリハビリテーション等の専門的なプログラムを受けさせることで、社会適応力や身体機能を向上させ、改善更生の意欲を喚起するとともに、円滑な社会復帰を促すことを目指しています。特化ユニットに入所している高齢者や障害者に対して行われるプログラムを実施しています。特に高齢受刑者の身体機能の低下や認知機能の低下の防止に努めています。

#### ○特化ユニットプログラム（特化ユニットに収容されている受刑者に対して実施）

- ・ふれあいプログラム — 精神の安定や自身の心の病気について理解を深める指導
- ・リハビリスポーツプログラム — 身体機能を改善する指導
- ・いきいきプログラム — 認知症予防の指導
- ・ものづくりプログラム — 自己表現を豊かにする指導
- ・フラワーセラピープログラム — 精神の安定を図る指導

障害等により外の運動場まで歩行が困難な受刑者のために、「特化ユニット」内の一部の居室に単独運動スペースを併設しました。

特化ユニット居室



特化ユニット浴室



庭園型運動場を設置し、高齢者や身体能力の低下により、一般の運動ができない受刑者でも軽い運動やリハビリのための散歩ができるスペースを設けました。また、「特化ユニット」の収容棟と工場間を結ぶ通路は段差がなく、バリアフリーになっているほか、障害者専用浴室が備えられています。

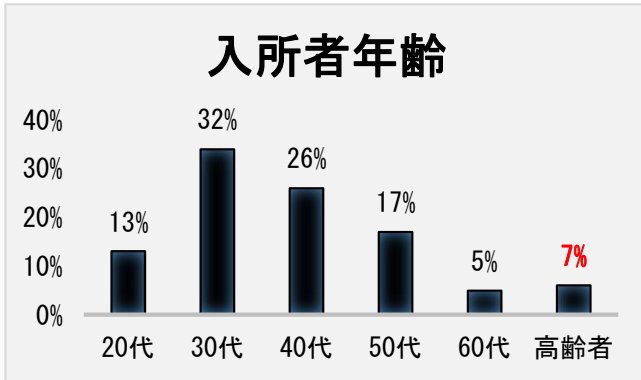
庭園型運動場



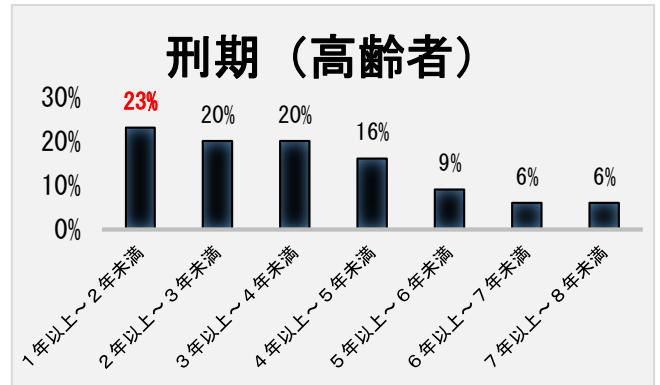
## <高齢受刑者について>

※令和2年2月10日現在

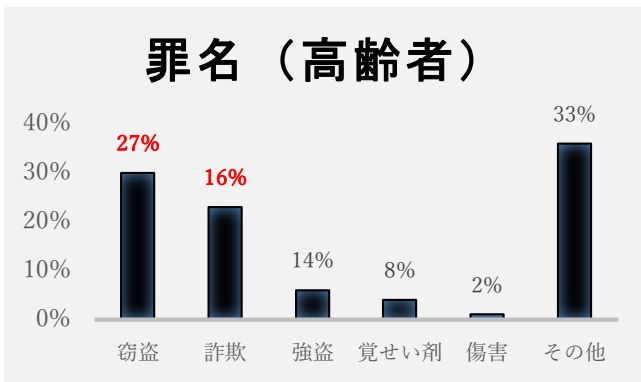
以下の情報は、喜連川社会復帰促進センターに收容されている高齢受刑者についてです。



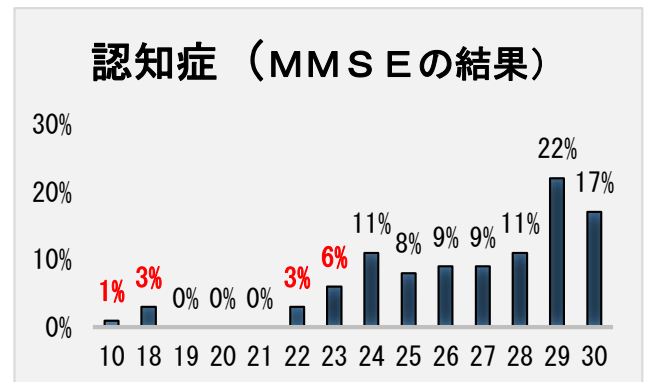
- ・ 高齢者（65歳以上）の入所者数は全体の7%。
- ・ 最高齢は85歳。



- ・ 1年以上～2年未満の刑期が最も多い。



- ・ 窃盗及び詐欺が多い。



- ・ 13%の者が認知症を疑われるレベル。

## <上記のような高齢受刑者への再犯防止の取り組みを紹介します>

### ～再犯を防止して安全・安心な社会へ～



犯罪をした人の多くは、事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていきます。しかしながら、中には再び犯罪をしてしまう人もいます。こうした再犯者を減らすことが、犯罪のない安全な社会を築くためには重要です。

ここでは、刑務所において、犯罪をした人の立ち直りを支える、再犯防止に関する取り組みなどを紹介します。

## 1. 今、再犯防止が重要な理由

### ～刑事施設に収容される受刑者のうち約6割が再入者。犯罪を減らすためには再犯防止が課題～

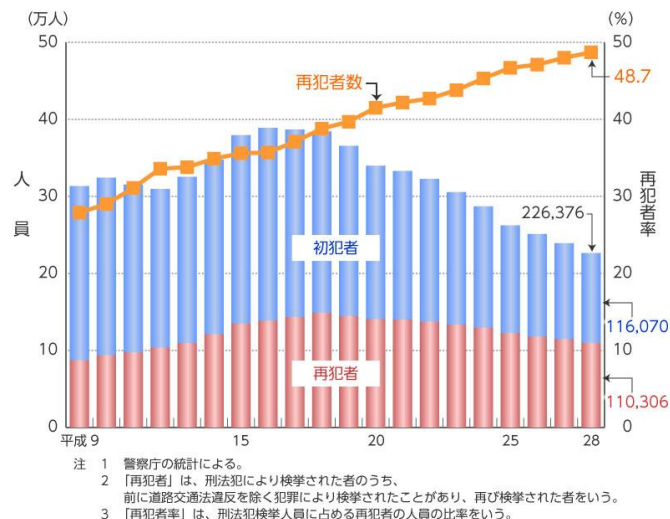
犯罪により刑事施設に収容された人は、やがて社会に戻ります。多くの人は事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていきます。

一方、刑事施設から出ても、その後の「仕事」や「住居」がないなどのために、再び犯罪をするケースが少なくありません。

刑事施設に収容される受刑者数は、全体では減少傾向にあり、特に初めて入所する「初入者」は次第に減っていますが、「再入者」は余り減っていません。入所者全体に占める再入者の割合は、平成16年から毎年上昇し続けており、平成28年は59.5%となっています(グラフ1)。

このような状況から、犯罪のない、安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、刑事施設を出た者による再犯を防止することが重要な課題となっています。

グラフ1: 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



資料：法務省「矯正統計年表 平成28年」p120より

## 2. 再犯を防ぐために必要なこと

### ～出所後、「仕事」と「住居」がある環境を整える～

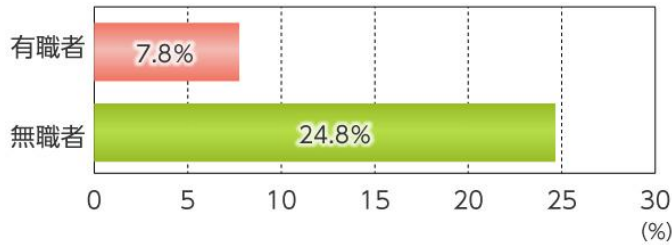
出所後、きちんと仕事を持ち、社会を構成する健全な一員としてそれぞれの生活を立て直している人も数多くいます。では出所後、社会復帰を果たす人と、再び犯罪をしてしまう人とは、どこが違うのでしょうか。

犯罪の背景には様々な要因が複雑に絡み合っており、特定の要因と結びつけることは困難ですが、そのヒントとなるのが、「仕事」と「住居」についての次の統計です。

刑事施設から仮釈放された場合などには、社会での更生をサポートし再犯を防止するため保護観察(後述)に付されますが、この保護観察終了時に無職であった人の再犯率は24.8%で、職があった人の再犯率(7.8%)に比べて約3倍も高くなっています(グラフ2)。

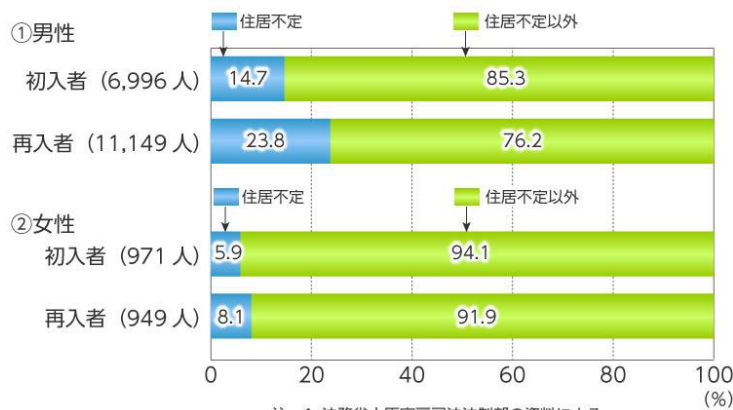
また、初入者よりも再入者の方が、住居不定の人の割合が高く(グラフ3)、また、刑事施設からの出所時に適当な帰住先のない人ほど再犯に至るまでの期間が短くなっています(グラフ4)。

## グラフ 2: 保護観察終了時の職の有無と再犯率 (※)



(※) 平成 25 年～29 年の 5 年間について、無職で保護観察を終了した者と有職で保護観察を終了した者との再犯率を比較 (法務省保護局による)

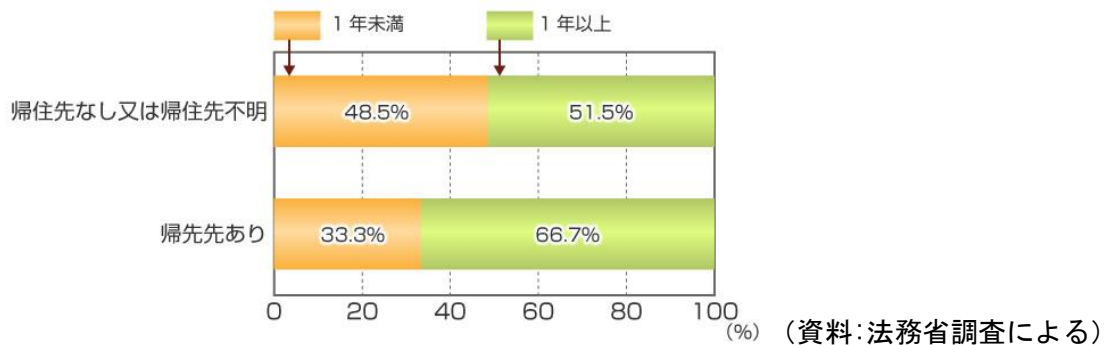
## グラフ 3: 入所受刑者の居住状況別構成比 (平成 28 年)



注 1. 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
2. 犯行時の居住状況による。  
3. 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。  
4. ( ) 内は、実人員である。

(資料: 法務省「平成 29 年版犯罪白書」)

## グラフ 4: 適当な帰宅先と再犯に至るまでの期間



(資料: 法務省調査による)

このように、再犯者は出所後に社会における「仕事」と「住居」がなく、経済的に困窮したり、社会的に孤立したりして、再び犯罪に及ぶという悪循環に陥っていると考えられます。



### 3. 刑務所で行われている取り組み

#### ～再犯を防ぐための「矯正処遇」～

再犯を防ぐためには、刑事施設に入所している間に自分が犯した罪の重さを自覚できるよう反省を促すとともに、二度と過ちを起さないよう、改善更生の意欲を呼び起こして社会生活に適応できる能力を身に付けさせることが重要です。刑事施設では、「作業」「改善指導」「教科指導」の3つの柱で構成される「矯正処遇」を通じて、受刑者に犯した罪の責任を自覚させ、社会復帰に向けた支援をします。

#### ○作業

作業（職業訓練を含む。）は、受刑者に規則正しい勤労生活を行わせることにより、受刑者が規律ある生活態度を習得したり、勤労意欲を養ったり、職業的な知識・技能を身に付けたりすることで、社会復帰を促進することを目的としています。



#### ○改善指導

受刑者に犯罪の責任を自覚させ、社会生活に適応するために必要な知識や生活態度を習得させるために行う指導です。すべての受刑者を対象とした「一般改善指導」と、特定の事情を有することにより改善更生や円滑な社会復帰に支障が認められる受刑者を対象とした「特別改善指導」があります。特別改善指導には、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導があります。

#### ○教科指導

社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者には、小学校または中学校の教科の内容に準ずる「補習教科指導」を行うほか、更なる学力向上を図ることが、円滑な社会復帰に特に役立つと認められる受刑者に対しては、高等学校または大学の教科の内容に準ずる「特別教科指導」を行っています。

### 4. 社会復帰に向けて住む場所や仕事を得るための主な支援と出所後の指導

#### ～保護観察官や保護司、民間団体などが連携して立ち直りを支える「更生保護」～

刑務所出所者などが立ち直り、社会で自立するためには、本人の強い意志と努力が必要であることはもちろんですが、社会の中で適切な居場所や仕事を持つことが重要です。

そこで、保護観察官や保護司、様々な関係機関・団体などが連携し、刑務所出所者などが、住む場所や仕事を見つけて地域社会の中で自立し、円滑に社会復帰ができるよう、保護観察を始めとする「更生保護」の様々な活動をしています

#### (1) 生活環境の調整

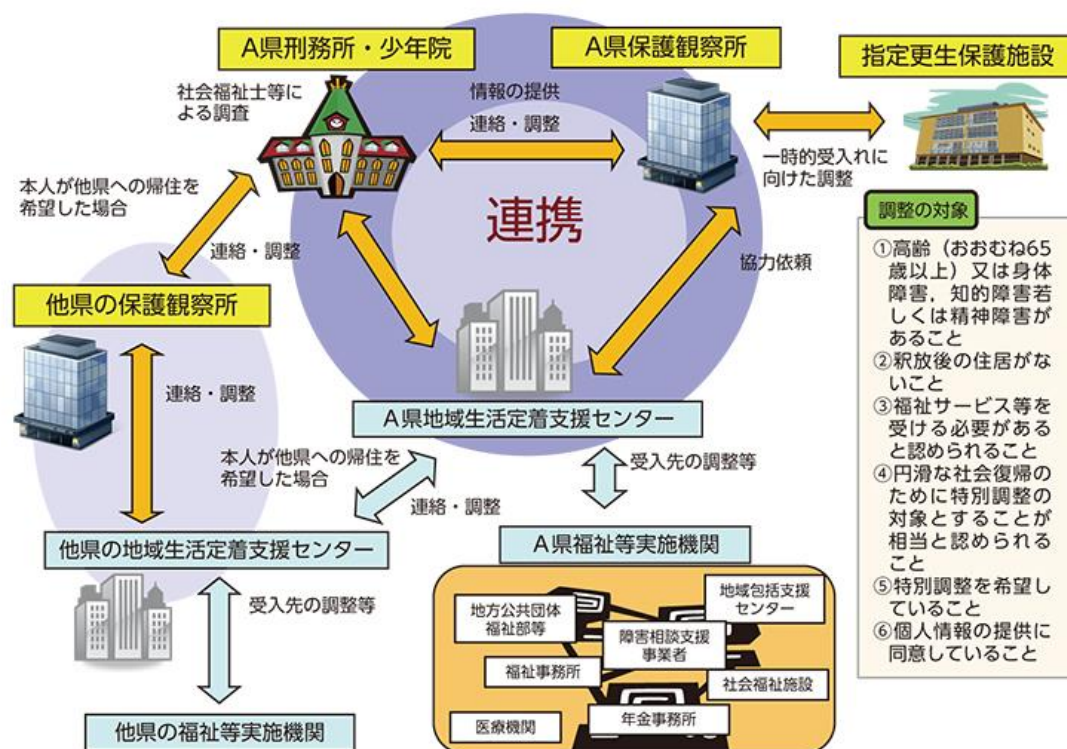
生活環境の調整は、保護観察官や保護司が、刑務所などにいる人の釈放後の住居や就業先などについて調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、円滑な社会復帰を目指すものです。また、高齢や障害により特に自立が困難な受刑者などに対しては、円滑な社会復帰のため、各都道府県が設置する「地域生活定着支援センター」や刑務所などと連携して、出所後、速やかに地方公共団体や社会福祉法人などが実施する福祉サービスを受けることができるように、刑務所などに入所中から必要な調整を行っています。このような調整を特別調整と呼んでいます。



## <特別調整とは>

刑務所の高齢受刑者等の中には、高齢又は障害のために自立した生活をするのが困難であるのに、身寄りがなく、福祉的支援が必要な状況にありながら、適切な支援体制が確保されないまま出所し、社会復帰を果たす上で困難な状況に陥っている者が少なからず存在します。そこで、矯正施設及び保護観察所においては、厚生労働省の地域生活定着促進事業により設置された地域生活定着支援センターを始めとする多くの機関と連携し、平成21年4月から、高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、特別調整を実施しています。具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められる、その者が支援を希望しているなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する地域生活定着支援センターに依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について調整を行うものであり、生活環境の調整等について特別の取組を行うことから「特別調整」と呼称されています。

### 特別調整における多機関連携の概要



注 法務省保護局の資料による。

## (2) 就労支援

刑務所や保護観察所、ハローワークが連携して、刑務所出所者に対する就労支援を行っています。刑務所の入所者に対しては、ハローワーク職員による職業相談、職業紹介、職業講話などを実施しています。また、保護観察対象者などに対しては、ハローワークにおいて担当者制による職業相談・職業紹介を行うほか、セミナー・事業所見学会、職場体験講習、トライアル雇用、身元保証など様々なメニューを活用した支援を実施しています。